

5

2024. May

# MACHINAMI

まちなみ

特集

災害に備えよ！



大阪公立大学提供



一般社団法人

大阪府建築士事務所協会



# 5

2024.May

# MACHINAMI

まちなみ

## CONTENTS

連載「新規会員を訪ねて」	1	
OS 共栄ビル管理株式会社 一級建築士事務所 / Studio わらび 二級建築士事務所		
連載「私の建築信条」	3	
理事/第4支部 副支部長 (一級建築士事務所 株式会社高橋建築設計事務所) 高橋 幸治		
特集 災害に備えよ!		
特集①「大阪府における都市防災の概要」	5	
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課 三原 淳子		
特集②「そなえよ つねに! ~自分の命は自分で守る~」	9	
一般社団法人大阪中小企業診断士会/福島経営研究所 福島 猛		
特集③「防災豆知識 社員と会社を守る防災ガイド、会員の防災対策の事例」	12	
一級建築士事務所 株式会社イズミコンサルティング 渡辺勝紀/株式会社アイ・イー・エル 宮本忠興		
連載「建築の視点」	13	
にぎわいのランドスケープ 商業と建築の100年 橋爪 紳也		
連載「歴史から“まちなみ”を知る」	17	
大阪ヒストリー-百色眼鏡 澤井 浩一		
INFORMATION	19	
広告	23	
福井コンピュータアーキテクト株式会社		
連載「活動報告」		
一八会(第8支部)/徳島研修旅行(第4支部)		
なんばグランド花月見学会 - 大阪の空気感を学ぶ - (第7支部)		24

【表紙の写真】



特集①「大阪府における都市防災の概要」より。  
AR(拡張現実)を活用した防災啓発の写真。府は、防災講座や防災訓練、ワークショップなど地域への支援を強化している。  
(写真提供:大阪公立大学)

2024年(令和6年)5月号 vol.48 no.551 令和6年5月1日発行

発行人/荻窪伸彦 発行所/一般社団法人大阪府建築士事務所協会

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-10 大阪建築会館2F

Tel.06 (6946) 7065 Fax.06 (6946) 0004

E-mail: jtc@oaaf.or.jp URL <https://www.oaaf.or.jp/>

印刷所/株式会社NPCコーポレーション 編集/みすず工房

# そなえよ つねに！ ～自分の命は自分で守る～

一般社団法人大阪中小企業診断士会 会員

福島経営研究所 代表 福島 猛

## 日常化する災害

元旦に、能登半島地震が発生しました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の早期復旧・復興を祈念します。

阪神淡路大震災以後も全国で地震、水害が頻発して「災害の日常化」となってきました。こうした事態への対策として事業継続計画(以下「BCP」と表記する。)が推奨されてきましたが、最近特に取組が強まっています。第一には、経済産業省中小企業庁が令和元年春から「事業継続力強化計画」を制度化し、中小企業の策定を推進してきました。この制度を後述します。第二には厚生労働省が令和3年の介護報酬改定の際に、3年間の猶予期間を置いて介護施設におけるBCP策定・運用を義務付けたことから介護事業所の策定が進みました。

当職は、中小企業の経営支援の一環として防災減災対策やBCP策定・運用を支援してきました。今回は、支援の現場で中小企業経営者にお伝えしている内容を説明します。

## 安全配慮義務

東日本大震災における津波被害では、事業者の「安全配慮義務」が問題となりました。

この義務は、民法第1条(基本原則)「第2項 権利の行使及び義務の履行は、審議に従い誠実に行わなければならない。」および労働契約法第5条「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」との条文を根拠としています。これらの法律に基づき、日常はもとより有事においても事業者には、スタッフおよび顧客の生命の安全を確保することが義務付けられています。これが問題となった判例を2件紹介します。

### ①七十七銀行女川支店津波被災事件

七十七銀行女川支店において震災直後に支店長の指示で従業員13人が支店屋上に避難しましたが、12人が死亡・行方不明となりました。原告(遺族)が企業の安全配慮義務違反を根拠に提訴した結果、「20メートル近い高さの津波の予見は困難だった。」として一審、二審ともに銀行に安全配慮義務なしと判断し

最高裁も原告の上告を棄却しました。その理由として、「事前の安全教育、災害対策プラン・マニュアル等作成、避難訓練実施、支店屋上を避難場所に設定、発災時大津波警報を認識してラジオ放送聞き取りをして屋上へ避難指示」等を検討しての判断でした。(※1)事前の防災対策策定、訓練実施が欠けていれば、結果は逆転していたと思われます。

### ②日和幼稚園バス津波被災事件

宮城県石巻市の日和幼稚園の送迎バスが、地震後園児を自宅に送り届けようとして津波に巻き込まれ、5人が死亡しました。一審で園側の安全配慮義務違反を認定し、その後和解となりましたが、裁判所は和解条文に次の内容を盛り込みました。「第2項 幼稚園側は、幼い子どもを預かる幼稚園や保育所などの施設で自然災害が発生した際、子どもの生命や安全を守るためには、防災マニュアルの充実と周知徹底、避難訓練の実施や職員の防災意識の向上など、日ごろから防災体制の構築が極めて重要であること、(以下略)」(※2)これらの判例では安全配慮義務として事業者が何をすべきかを具体的に明示しています。

## BCPの前提

当職はBCP策定の前提として、次の3点を力説しています。

### ■ 個人から日常防災に取り組む。

兵庫県南部大地震(阪神淡路大震災)、能登半島地震のいずれも自宅での被災です。勤務時間より勤務時間外のほうが長いことから、家庭における防災から取り組む必要があります。発災しても自分と家族が無事であった、食料・水も備蓄しているので安心、といった状態であれば、事業所に出て復旧にかかれるのです。

### ■ 地域連携で、できることから取り組む。

大災害では自力での安全確保や復旧に限界があるので、個人では自治会等による助け合い、事業所では取引先やサプライチェーンとの「お互い様連携」で取り組みます。

### ■ わがこと意識で取り組む。

昨年5月の能登半島地震や今回の地震を感知した時に、支援先事業所ではライン等を通じてスタッフや顧客の安否確認を訓練として実施しています。他地域で災害が発生したと分かったときに、「自宅や事業所



### 福島 猛 (ふくしま たけし)

105年前のスペイン風邪で祖父が死亡し、伊勢湾台風で多数の親戚が溺死しました。大手建設会社籍中に阪神淡路大震災に被災し、親戚2名を亡くしました。復旧・復興の中で企業のBCPに関わり、その後福祉事業に転職し感染症体制を構築しました。現在中小企業診断士・防災士として中小企業経営支援の一環として防災・減災、BCP策定実施を支援中です。

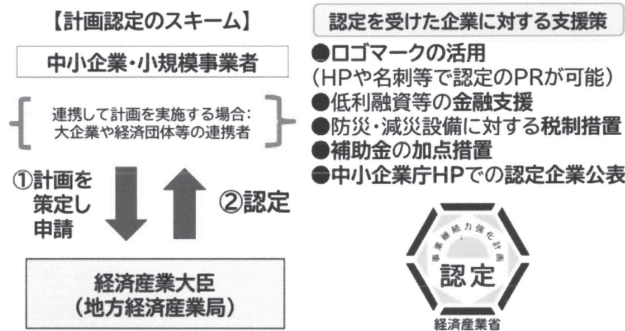


図1 事業継続力強化制度

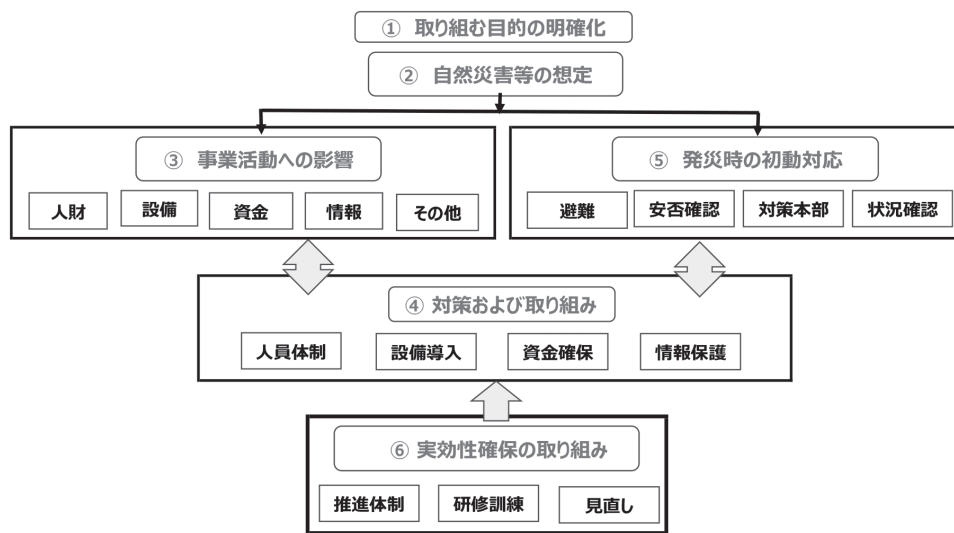


図2 事業継続力強化計画の構造

(出展 図1：中小企業庁HP 図2：制度の構造 福島作成)

で発生したらどう対応するか？」を関係者と協議して計画内容をチェックすることを勧めています。

## 「事業継続力強化計画」の策定

次に同計画における認定制度の概要および策定プロセスとポイントを説明します。

### (1) 認定制度の概要 (図1)

この制度は、中小企業が計画を策定して経済産業大臣(近畿経済産業局長)の認定を受けるスキームです。認定により日本政策金融公庫の低利融資等の金融支援、防災設備の税制優遇、補助金の優遇措置等のメリットが得られることから、現在65,000社超(※3)の企業が認定を取得しています。皆様も認定を取得されることをお勧めします。

### (2) 策定のプロセスとポイント (図2)

#### ① 取り組む目的の明確化

はじめに企業方針として日常はもとより非常時においてもスタッフや顧客の生命、安全を最優先として経

営を行うため、本計画に取り組むことを表明します。

#### ② 自然災害等の想定

事業所にどのような危険があるかを調べます。各市のハザードマップを活用します。大阪市では、「市民防災マニュアル」および「ハザードマップ」を発行しています。まずハザードマップで、所在地において想定される震度、水害(洪水・内水・津波)、土砂災害等の危険度を理解します。注意していただきたいのは、このマップは危険度を示しますが、白の地域の安全性を担保しません。マップは過去の被災実績を参考に作成されますが、想定以上の事態があり得るからです。したがって「白い地域だから安全！」と考えず、状況によっては被害が発生する可能性があると考えてください。

#### ③ 事業活動への影響

次に想定される災害が発生した時に事業所への影響を、ヒト、モノ、カネ、情報の観点から検討します。検討した内容が次の対策につながる重要な点です。例



例えば震度6弱の地震では、次のようなことが考えられます。

【ヒト】 備品家具等の転倒でけが人が発生、帰宅困難、出社困難。

【モノ】 建物損壊、備品損傷、通電火災。

【カネ】 長期間の業務停止で売上減少により資金繰り悪化。

【情報】 顧客情報、設計図書、データの損失。

こうした影響の結果、売上低下、ひいては事業の存続が危ぶまれます。

#### ④対策および取組

被災による影響を防ぐ、少なくするための対策を考えます。ここでのポイントは影響と対策の整合性を取ることです。

##### 【ヒト】

怪我による業務中断

⇒中断を避けるためにスタッフの多能工化。

帰宅困難⇒食料、水等の備蓄。

出社困難⇒在宅勤務の環境整備。

##### 【モノ】

備品転倒による怪我⇒金具による備品の固定。

通電火災⇒感震ブレーカー。

##### 【カネ】

業務停止による資金不足

⇒金融機関による融資の事前相談。

##### 【情報】

設計図書破損、データの喪失

⇒クラウドを活用した情報保管。

#### ⑤発災時の初動対応

さらに発生時の初動として、何を、いつ、どのようにするのかを決めます。

##### 【避難】

津波想定地域では直ちに避難するためのルートと場所を決めます。(避難ビル・避難所はハザードマップに記載)

##### 【安否確認】

スタッフの安否を確認する方法としてライン、災害伝言ダイヤル171等。複数の手段を考えます。

##### 【被害状況・情報収集】

地域の被災状況や支援情報を得るために、大阪市の「大阪防災ネット」等に登録しておけば、入手できます。

##### 【関係先との連絡網整備】

行政機関、取引先等との被災状況報告や支援要請の連絡が必要となりますので、その連絡網を確立

しておきます。

#### ⑥実効性確保の取組

計画策定だけでは画餅です。実効性を高めるためには次の3点が重要です。

①**経営者が率先垂範**して事業継続力計画に取組ま

す。  
②**研修により全スタッフに周知理解**してもらい、**年間数回訓練**を行います。訓練では避難、安否確認、対策本部立ち上げ、取引先との連携合同訓練等を実施します。

③訓練等の結果を踏まえ、内容を**年1回以上は見直しして計画のレベルアップ**を図ります。

昨年秋に宮城県へ津波被災企業の調査をした際に、某製造会社では震災前には訓練を年間12回実施し、被災後17回に増やしたとのことでした。同社の責任者から訓練の重要性を次のように語られました。「訓練していたからできた。訓練していてできなかったこともあった。しかし、訓練していなければ何もできなかった。」この言葉を肝に銘じたいと思います。

#### 想定外はない

能登半島地震に関する心痛む報道が続く中で、次のような記事が出ました。

「災害医療に『想定外なし』 能登の病院、10年がかりの計画奏功 液状化対策や井戸水活用 手術・透析機能を維持 石川県七尾市の恵寿総合病院は、有事に備えた事業継続計画(BCP)を10年がかりで整え、被災しながらもこれを乗り切った。……電気、水道などライフラインが途絶したが、発災当夜にお産に対応できたのは奇跡ではない。この日が来るのを前提にBCPを常に見直し、いつ被災しても実行できる体制を取った成果だ。……神野正博理事長は「想定外はほとんどなかった」と話す。」(※4)

生命を守る医療機関、その本領の発揮であり、医療者としてのミッションを実現するための真摯な取組に敬意を表します。こうした優れた事例を教訓として学び、引き続き皆様とともに「その時」に備えたいと思います。そなえよ つねに！

#### ■ 出展

※1岡本正著災害復興法学Ⅱ、関東弁護士会連合会平成29年度シンポジウム委員会資料、判例等を要約

※2同上

※3中小企業庁HP令和6年2月末現在

※4日本経済新聞2024年3月16日13版社会面